

○下野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成 18 年 2 月 13 日

下野市告示第 5 号

(設置)

第 1 条 介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 39 に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営及び公正・中立性の確保に関し、必要な事項を調査・協議するため、下野市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(分掌事務)

第 2 条 運営協議会が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 運営協議会は、委員 15 名以内とする。

2 委員は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 介護保険サービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (2) 介護保険被保険者（1号、2号）
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正・中立性を確保する観点から市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 運営協議会の委員の任期は、委嘱のあった日から 3 年とする。また、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長がこれを召集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない

3 協議会は、任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。